別記様式第４号（第３条関係）

養育医療不給付決定通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　 様

市町村長　　　　　　　　　　印

　　　年　　月　　日付けで申請のありました養育医療の給付について、下記の理由により給付を行わないことを決定しましたから通知します。

　この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に御杖村長に対して審査請求ができます。処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日から6か月以内(通知を受けた日の翌日から起算します。)に、御杖村長を被告として（訴訟において御杖村を代表する者は御杖村長となります。)提起しなければなりません。(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記

(理由)